

# 令和2年度青森県農作業安全運動推進計画

## 1 目的

本県では、年間10件前後の死亡事故が発生しており、特に高齢者の事故が多くなっていることから、国の農作業安全確認運動と連携し、農業者に対して農作業安全意識の高揚を図るとともに、農業機械等による事故防止について注意を喚起し、農作業事故を未然に防止する。

## 2 重点期間

春季：令和2年4月1日（水）～令和2年5月31日（日）

秋季：令和2年8月15日（土）～令和2年10月31日（土）

## 3 本県の農作業事故の傾向（過去10年）

- (1) 死者数の約8割が65歳以上の高齢者である。
- (2) 乗用型トラクターによる事故が全体の約23パーセントと最も多い。
- (3) ほ場への出入りや傾斜地など危険箇所での機械の転落・転倒が多い。
- (4) 機械点検中や衣服等による機械の巻き込まれ事故が多い。
- (5) 機械作業中に機械と樹枝等の間に挟まれる事故が多い。
- (6) はしごや脚立等を使用した高所からの転落事故が多い。
- (7) 高所作業台車から転落後ひかれる事故が増加傾向にある。

## 4 農業者等に対する推進事項

### (1) 共通事項

- ① 機械操作や高所作業等においては、ヘルメットを着用する。
- ② 携帯電話を所持するなど、家族・消防等へすぐに連絡できるようにする。

### (2) 高齢者の事故防止

<本人の対応>

- ① 加齢により心身機能が低下することを踏まえ、無理のない作業を行う。
- ② 長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に十分な休憩を取る。
- ③ 作業がきつと感じたら、無理せず受託組織等に委託する。

<家族への声かけ>

- ① 一人での農作業は行わない。やむを得ず一人で作業する場合は、家族に作業場所を告げて作業する。

<地域での取組>

- ① 農作業安全講習会への参加や周りで起こった事故などについて話し合うことにより日常の農作業に潜む危険性を再認識する。
- ② 地域のみんなで、「気を付けて」などの声かけをし合う。

### (3) トラクターの事故防止

- ① 安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着を推進する。
- ② 田や畑の出入りや畦畔を越えるとき、狭い道路を通るときには、転倒・転落に注意する。
- ③ 追突事故防止のため、夕方は早めにライトを点灯し、トラクターや作業機の目立つ所に低速車マークや反射材を取り付け、他の自動車に注意を促す。
- ④ 移動や道路走行時には、必ず左右のブレーキペダルを調整した上で連結金具で止める。

### (4) 機械による挟まれ事故の防止

- ① 作業時に障害となる木や壁等がないか、園地環境の事前確認を徹底する。
- ② スピードスプレーヤーではキャビン付きの機械使用を推進する。

### (5) 機械への巻き込まれ事故の防止

- ① 機械調整・点検、詰まり除去時のエンジン停止を徹底する。
- ② 服装を整え、機械に巻き込まれないように注意する。

### (6) 高所作業中の事故防止

- ① 高所からの資材運搬や、ビニール等の開帳など後ろ向きで移動する作業は、周りの状況を確認し、身体の安定を保って行う。
- ② 脚立を使用する時は、安定した場所に設置し、転倒や過剰な開脚に注意し、固定してから作業する。特に雨天で作業する際は、滑りやすいので注意する。
- ③ 脚立の天板に乗らないなど、本体表示をよく確認し、取扱上の注意事項を守る。
- ④ 高所作業台車を使用するときは、事前に園地環境と使用機械の危険性・特性をしっかり把握する。

### (7) その他安全な機械操作の促進等

- ① 農業機械操作の基本に立ち返り、慣れによる油断からの事故を防止する。
- ② 作業時には、他の作業員や周辺にいる人に与える危険性を考慮に入れ、安全性が十分確保されているか注意を払う。
- ③ 機械を使用する前には、必ず取扱説明書を確認する。

### (8) 健康管理の徹底

- ① 健康診断等を定期的に受診し、健康管理に努める。
- ② 体調不良時には、機械操作等を誤る危険性が高まるため、機械作業を避ける等の危険回避を徹底する。
- ③ 熱中症の予防のため、暑い時期の作業では、帽子の着用・涼しい服装での作業に加え、定期的な休息・給水を心がける。

## (9) GAPと併せた取組の推進

農作業事故等が発生すると、受傷した本人ばかりか、農業経営に重大な影響を及ぼすことから、GAP（農業生産工程管理）における農業者の労働安全確保を一体的に取り組むことに加え、万一の事故に備えて「労災保険」や「農機具共済」等の任意保険に加入する。

## 5 関係機関等による推進事項

### (1) 県域段階

- ① 国の「農作業安全確認運動」との連携
- ② 農作業安全推進員の育成
  - ア 普及指導員や農協営農指導員等から農作業安全推進員を選任
  - イ 推進員を対象とした研修会の開催
  - ウ 国が主催する短期研修へ派遣
- ③ 農作業安全講習会等の開催
  - ア 農作業安全講習会の開催（委託先：青森県農業機械協会）  
講習会の内容：安全点検と防護装備、農業機械の安全操作方法  
労働災害保証制度の概要、本県の農作業事故の状況等
  - イ 高齢農業者への安全啓発
  - ウ 高齢農業者が所有する農業機械の安全指導（委託先：青森県農業機械協会）
  - エ 身体機能測定等による高齢農業者向け安全指導
  - オ 農業機械利用技術者研修（実施：営農大学校）
- ④ 果樹産地における農作業安全モデルの育成
  - ア 農業者が自己診断に基づく農作業安全カルテを作成
  - イ 農作業安全の啓発活動を行う 地元組織の育成
- ⑤ 農作業事故調査の実施
  - ア 青森県農作業事故調査
  - イ 農林水産省が実施する令和2年農作業事故調査（死亡小票調査）
  - ウ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械（乗用トラクター、歩行用トラクター、刈払機）による事故詳細調査
  - エ 農林水産省が実施する農作業事故の情報収集（平成29年1月4日付け28生産第1512号農林水産省生産局長通知）
- ⑥ 農作業安全対策に関する情報発信
  - ア 農作業事故調査結果を活用した農業者への注意喚起
  - イ 農作業安全重点期間前の報道機関への情報提供
  - ウ 農事情報（ラジオ）、生産指導情報、チラシ、ホームページ、県広報誌等の活用による啓発

⑦ 農作業安全対策重点推進地区の設定

ア 令和2年度重点推進地区：中南地域

地区の事故状況	令和2年度の取組内容																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の農作業事故発生件数を市町村別に見ると、弘前市が多くなっている。</li> <li>・農作業事故の発生報告が多かった市町村 (過去5か年：平成27年から令和元年)</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弘前市(中南)</td> <td style="text-align: right;">26件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">五所川原市(西北)</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">十和田市(上北)</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平川市(中南)</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">板柳町(西北)</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">黒石市(中南)</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大鰐町(中南)</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">南部町(三八)</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">つがる市(西北)</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> </table>	弘前市(中南)	26件	五所川原市(西北)	7件	十和田市(上北)	7件	平川市(中南)	5件	板柳町(西北)	5件	黒石市(中南)	4件	大鰐町(中南)	4件	南部町(三八)	4件	つがる市(西北)	4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、農協等と連携した安全対策の推進  <span style="font-size: 2em;">{</span> 市町村・農協への安全啓発  <span style="font-size: 2em;">}</span> (広報紙等でのPR) の依頼</li> <li>・りんご作業中の農作業事故防止に向けた、SS・高所作業台車  <ul style="list-style-type: none"> <li>・脚立等を対象した農作業安全講習会の開催やチラシの作成</li> </ul> </li> <li>・普及指導員等の研修参加</li> </ul>
弘前市(中南)	26件																		
五所川原市(西北)	7件																		
十和田市(上北)	7件																		
平川市(中南)	5件																		
板柳町(西北)	5件																		
黒石市(中南)	4件																		
大鰐町(中南)	4件																		
南部町(三八)	4件																		
つがる市(西北)	4件																		

(2) 各地域県民局及び市町村・農協段階

- ① 国の「農作業安全確認運動」への積極的な参加登録
- ② 重点推進地区における重点対策の実施
- ③ 安全運動ポスターの掲示、チラシの配布、関係機関・団体の広報誌の活用等による事故防止の周知徹底
- ④ 地域県民局、市町村、農協等の地域巡回指導及び各種講習会での安全啓発
- ⑤ 各地域における事故発生状況の農業者への情報提供
- ⑥ 労災保険等各種災害補償制度への加入促進
- ⑦ 農作業安全推進員研修会への積極的な参加